

浦幌町認定こども園（仮称）の建設計画について

少子高齢化の進行が加速しており、本町においても同様の状況にある中において、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化により、子どもと子育てをとりまく環境が大きく変化しています。

本町には、2つの幼稚園と2つの保育園があり教育・保育を提供していますが、園児数の減少や市街地の浦幌幼稚園としらかば保育園の施設老朽化が喫緊の課題となっています。

子どもの成長においては、乳幼児期は自我が芽生えるとともに、人としての『生きる力の基礎』となる自尊感情を育み始める大切な時期です。

多様化する教育・保育ニーズに適応した運営やコストの低減化を図るべく、浦幌幼稚園としらかば保育園を統合し、両園の歴史の中で培われてきた成果や良い点を生かし、損なうことなく、質の高い教育・保育を提供する観点から、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する認定こども園の建設計画を2021年4月オープンを予定に進めてまいります。

認定こども園の建設については、浦幌町第3期まちづくり計画の中で、平成31年度実施設計、平成32年度建設工事が計画されています。

<建設候補地の選定について>

建設候補地を選定するにあたっては、町の考え方に基づく一定の要件を満たす町有地の中から、7月11日（水）開催の浦幌町児童育成計画策定委員会において検討していただき、東山町エリアの候補地を選定しました。

認定こども園を建設するために必要な敷地面積は、「定員の設定」「保育室などの数と広さ」「駐車場の台数」「園庭の広さ」や併設する「子育て支援センターの広さ」などを検討して決定しますが、同規模の認定こども園を参考に算出すると、次のとおり約10,000㎡（100m×100m）となります。

- （例）①園舎延床面積（保育室・乳児室・遊戯室など）：約1,700㎡
- ②子育て支援センター：約200㎡
- ③屋外施設（園庭・駐車場など）：約8,100㎡

どちらかの園舎を取り壊して同じ場所に建設するには、敷地面積が足りないことや（浦幌幼稚園：3,624.74㎡、しらかば保育園：4,752.00㎡）、建設中の代替保育施設がありません。また、通園の利便性を考慮すると両園の概ね中間地点が望ましく、幹線道路に面して保護者の送り迎えがし易い場所、建設事業費を抑えるためには、新たな土地を購入するのではなく町有地を候補地としました。

【建設候補地】場所：浦幌町東山町（航空写真右側） 面積：20,393㎡





森林公園に続く道路に面し町立診療所が隣接、図書館・博物館の教育施設も近くなります
.....

<保護者説明会を開催しました>

建設候補地が選定されたことを受けて、8月24日(金)に通園が想定される未就学児童がいる125世帯(上浦幌地域は8月22日(水)ひまわり保育園父母の会に経過を説明して後日保護者説明会を開催させていただくことになりました)を対象に、午前10時と午後7時の2回にわたり認定こども園の建設計画について保護者説明会を開催し、43世帯47名の保護者が参加しました。

説明会では、町の子ども・子育てを取り巻く現状や子育て政策の取り組み、支給認定制度(1・2・3号認定)の説明を行なったほか、認定こども園の建設計画の経緯や建設候補地が選定されたことを報告しました。保護者からは、「こども園の1日の流れ」や「保育料」「カリキュラム」など、認定こども園に移行後のイメージに関する質問が出されました。

保護者説明会の資料などは、各幼稚園・保育園などに設置しますのでご覧ください。

<今後のスケジュール>

建設候補地の現況測量及び地質調査を行い、園舎などの敷地配置の平面ゾーニングをとりまとめ、平成31年2月第2回浦幌町児童育成計画策定委員会にお諮りし、ご意見を賜ります。今後は、新たな枠組みである認定こども園について理解を深めていただくため、広報誌や町ホームページなどで町民みなさまにご説明してまいります。

園役場保健福祉課児童保育係 (☎ 576-5003)

自賠責 切れていませんか？

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成29年の事故発生件数は約47万件、死傷者数は約58万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

<自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！>

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください！

☎国土交通省北海道運輸局帯広運輸支局 (☎ 0155-33-3286)